		呼価金鈴 明細語		に係る	貸倒引	当金の	損金領	算入	.1=	事年	業度			法人名					別表十
	住	所	又	は	所	在	地	1		•								計	— (—)
務者	氏	名		又 政府	は 等の別	名)	称	2	(		) (		) (	(	)	(	)		令 五
個		別	評	価	Ø	事	由	3	令第9 第	96条第1 号 該	項令	5第96条第1 <sup>3</sup> 5	項分		1 項 該当		第 1 項 該当		· 四
同		上	の	発	生	時	期	4	ľ	7	7				1				・ 一 以
当		期		繰		2	額	5		ı	円			J	月	,	円		一 後 終 了
	個	別	评 価	金	銭 債	権の	) 額	6											事業
	(令				に 弁 済 号に該			7											事業年度
繰	(6) の う	担保権	の実行	テによ.	る取立で	で等の見	. 込額	8											分
入	ち取立	他の者	の保証	正によ	る取立で	で等の見	<b>し</b> 込額	9											
限	_	その1	也によ	よる取	立(章	等の見	込額	10											
度	見.			(8) + (9	(10)			11	ľ					16	7				
額	(6)	のみら	う ち , れ	。 実 な い	質的部分	に仮	<b>権</b>												
の			(6) —	(7) — (	11) — (1	2)		13											
計	繰	令 第	96 条		項 第 l3)	1 号	該当	14											円
	入	令 第	96 条		項 第 l3)	2 号	該当	15											
算	限度	令 第			項 第 < 50 %		該当	16						_					
	額	令 第		第 1	項第 < 50 %	_	該当	17	K	Y	7	n							
繰	(5)	入 - ((1	限 4)、	度 (15)、	超 (16) ×	過 くは (17	(額))	18		T			7		1	,			
貸倒実	((e で	)の個 ある場	別評信合の	西金銭 (5)と	の合計額 債 権 が ((14)、 こい 金 名	売掛債 (15)、	権等												
績率の	貸個		の個	別評	価 金 윌 月 の (6)	浅 債 権 )	の額	20											
計算の基		(20) の当		平価金銭	権が売掛信 債権に係 の(19)	る損金													
礎となる金	損	空 (21) ( 余れと	こ係る なったり	売掛債権 場合のそ	等が当期の貸倒れ	においっ	て貸倒た金額	22	ľ	Y		D		IE	7				
金額の明	失の額	る <sup>(21)</sup> に 価の対			が当期に					_									
細	等物の	須 (22)			に 金 1)の金		記載	24											